



大輪の花

前号で受験戦争の側面に触れた。家族一体の努力に、悲壮感を感じた。しかし、これによって身内の連帯が醸し出され、家族の和という大きな財産が芽生える。大願成就を祈り、成しえなかった者は再度の挑戦を期す。苦しみのなかで味わう喜怒哀楽が、逞しき人を育てている。目に飛び込む大輪の色鮮やかさには圧倒されるが、自然のメッセージは、強く、暖かく人を慈しみ、励ましをくれている。この自然体で無造作な花の強烈さに、限りなく感動した。美しく生きよう。最高の努力で！(当麻寺にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 従業員を採用したときは速やかに資格取得の届出を !!
- お忘れなく 国民年金の種別変更の手続き !!
- 協会けんぽからのお知らせ
平成23年4月1日より健康保険被保険者証の記載事項が変わります・健康保険料率が変わります
- ご存じですか？学生納付特例制度

職場内で回覧しましょう

従業員を採用したときは 速やかに資格取得の届出を!!



被保険者となる人は

社会保険に加入している会社、工場、商店など（適用事業所）に常時使用されている人は、本人の意思や国籍、年齢、年金受給の有無等にかかわらず、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

「常時使用されている人」とは、雇用契約書の有無などとは関係なく、適用事業所で働き、労務の対価として給料や賃金を受けるといふ使用関係が常用的であることをいいます。

常用的雇用関係のパートタイマーの従業員は

パートタイマーなど短時間労働者については、使用関係が常用的雇用関係にあるか否かで判断しますが、判断の目安は、次のように勤務時間および勤務日数ともに基準を満たしたときに被保険者となります。

- ① 1日または1週間の勤務時間が一般従業員の所定労働時間のおおむね4分の3以上であること。
- ② 1カ月の勤務日数が一般従業員の所定労働日数のおおむね4分の3以上であること。

※ただし、これらはひとつの目安であり、一律にこれにあてはめて機械的に決めるのではなく、就労の形態、内容を総合的に考えて判断します。

資格取得日は

被保険者の取得年月日は、就労することにより、その対価として報酬の支払いを受けることとなる事実上の使用関係が生じた日になります。

入社後、従業員としての適格性をみるため、就業規則等で一定期間の試用期間を定めている事業所がありますが、この期間は健康保険法・厚生年金保険法で規定している「臨時の雇用期間」には該当しないため、その期間の初日が資格取得日になります。

資格取得届は、5日以内に

従業員を雇用した場合は、その日から5日以内に「被保険者資格取得届」を管轄する年金事務所に提出してください。届出が正しくされない場合、健康保険の給付が受けられなかったり、将来の年金にも影響が生じることがあります。

またその届出が遅れたりしますと遡及して資格を取得することとなり、保険料を一括して納めていただくとともに、その被保険者が厚生年金等を受給している場合には、支払われた年金の一部、または、全部を返納していただくこともありますので「被保険者資格取得届」は正しく速やかに提出してください。

添付書類

被扶養者がいる場合

☞「健康保険被扶養者(異動)届」〔原則として、被保険者資格取得届と同時提出〕

年金を受け取る権利のある60歳から64歳までの被保険者が再雇用された場合

次の書類を添付してください。〔被保険者資格喪失届と同時提出〕

☞「就業規則、退職辞令の写し等の退職したことがわかる書類および継続して再雇用されたことがわかる雇用契約書」または「事業主の証明(※)」

※「事業主の証明」は、退職された日、再雇用された日が記載されているもので、事業主印が押印されているものが必要となります。

被保険者資格取得の届出が60日以上遅延した場合

事実確認のため、次の書類を添付してください。

☞「賃金台帳(写)および出勤簿(写)」

※わからないことがありましたら、管轄の年金事務所までお問い合わせください。

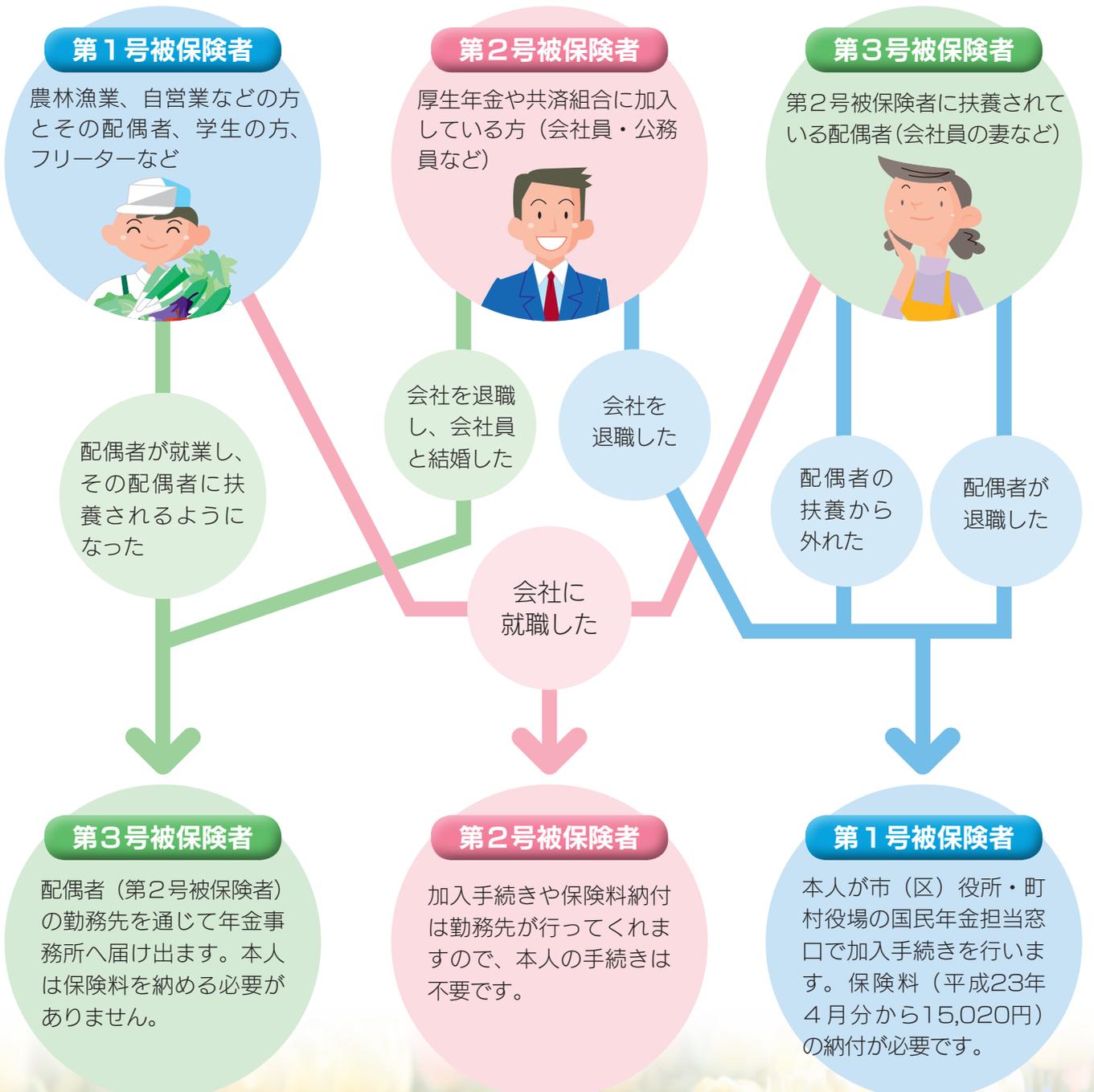
お忘れなく

国民年金の種別変更の手続き!!

春はなにかとあわただしい季節です。バタバタしているうちに大切な手続きが忘れがちになります。

就職・転職・退職・結婚などの場合には、国民年金の加入のしかた（種別）が変更となる場合があります、その都度届出が必要となりますのでご注意ください。主なケースは次のとおりです。

手続きを忘れたままにすると、年金が受けられないなどの不利益が生じる場合もありますので、忘れずに手続きをしましょう。



※国民年金の保険料は毎年4月に改定されます。

※わからないことがありましたら、管轄の年金事務所までお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせ



健康保険被保険者証の 記載事項が変わります

健康保険法施行規則の一部改正に伴い、協会けんぽが発行する被保険者証の記載事項を平成23年4月1日より変更することになりました。

変更内容

- ア 事業所所在地の表示がなくなります
- イ 記号番号の表示が大きくなります

〈被保険者証イメージ〉

健康保険 被保険者証	本人（被保険者）	00124
	平成 22 年 4 月 3 日 交付	
	記号 12345678	番号 123456
氏名	ケンボ タロウ 健保 太郎	
生年月日	昭和 44 年 12 月 2 日	性別 男
資格取得年月日	平成 22 年 4 月 1 日	
事業所所在地	〇〇市〇〇町 1-2-3	
事業所名称	〇〇〇〇 株式会社	
保険者番号	01010011	
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部	
保険者所在地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇	

変更前

健康保険 被保険者証	本人（被保険者）	00124
	平成 22 年 4 月 3 日 交付	
	イ 記号 12345678	番号 123456
氏名	ケンボ タロウ 健保 太郎	
生年月日	昭和 44 年 12 月 2 日	性別 男
資格取得年月日	平成 22 年 4 月 1 日	
事業所所在地	ア	
事業所名称	〇〇〇〇 株式会社	
保険者番号	01010011	
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部	
保険者所在地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇	

変更後

発行済の被保険者証

平成23年4月1日以降に発行する被保険者証から記載事項が変更となります。すでに発行されている被保険者証の更新（差し替え）はありません。（すでに発行済みの被保険者証は従来どおり使用できます）

協会けんぽ継続セットのお知らせ

被保険者の方が退職されるときに、退職したあと任意継続の健康保険に入るための「協会けんぽ継続セット」を用意しております。ご入用の方がいらっしゃいましたら、協会けんぽ大阪支部までご連絡をお待ちしております。お渡しいただければ手続きがスムーズに。ぜひご利用ください。

詳しくは下記の電話番号またはホームページへ。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話 06-6201-7070 (代表)

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日年末年始を除く)

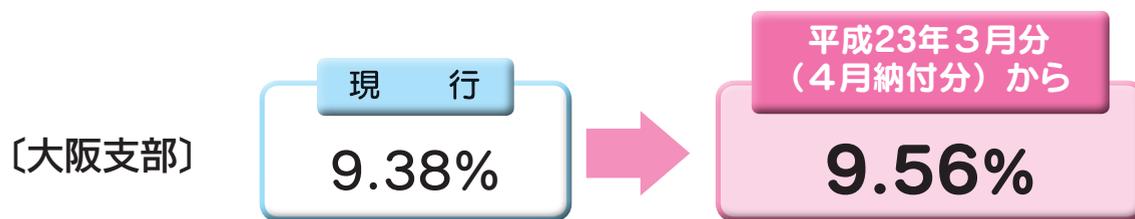
〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル

協会けんぽ

検索

協会けんぽからのお知らせ

健康保険料率が変わります



※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険料率（現行1.50%から1.51%に変更）が加わります。
※変更後の健康保険料率と介護保険料率は、3月分（4月納付分）から適用されます。

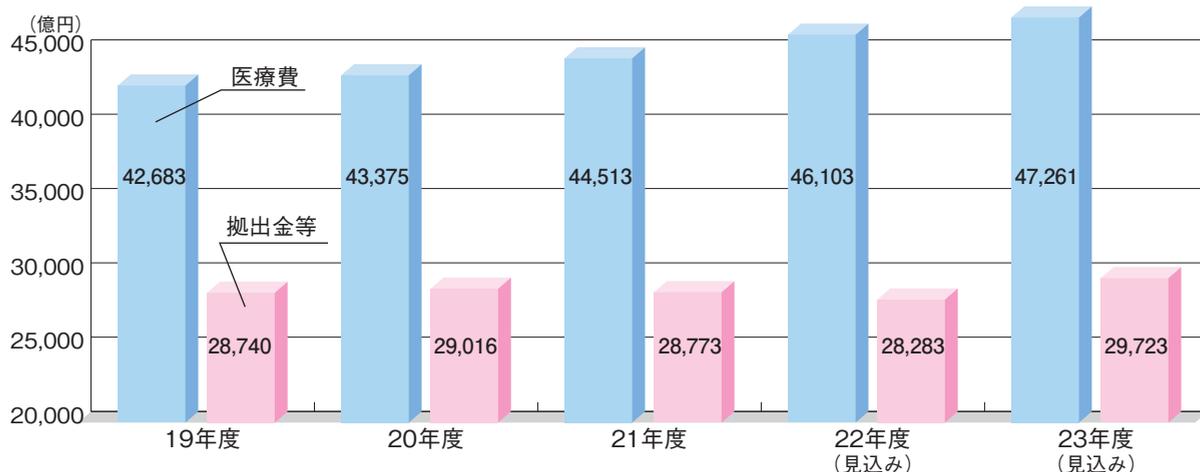
医療給付費や高齢者医療制度への拠出金等は、医療の高度化などにより年々増加する傾向にあり、平成23年度は22年度より約2600億円が増加する見込みとなっています（グラフ参照）。

さらに、累積赤字を抱えていることから、政府に対して国庫補助の増額を要望してまいりましたが、実現しませんでした。

これにより、必要な医療給付費を賄うためには保険料率を引き上げざるを得ない状況となり、大阪支部につきましては、平成23年度の保険料率を0.18%アップの9.56%に引き上げさせていただくことになりました。平均的な被保険者（月の総支給額30万円）の場合では、1カ月当たりの健康保険料額が270円（労使折半の額）増加することとなります。

大阪支部では、ジェネリック医薬品の使用促進や健診促進等、医療費抑制施策を進めるほか事務処理の効率化も図ってまいりますので、なにとぞ皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

医療費(保険給付費)等と拠出金(高齢者医療支援金)等の推移



お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話 06-6201-7070 (代表)

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日年末年始を除く)

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル

協会けんぽ

検索

ご家族に学生がいらっしゃるみなさまへ

ご存じですか？

がくせい のうふ とく れい せい ど

学生納付特例制度



国民年金の学生の納付特例って…？

日本国内にお住まいの方は20歳になると国民年金への加入が義務づけられ、年金保険料の納付が始まります。所得が少ないなど保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があり、学生納付特例制度もその1つです。他の免除・猶予制度が本人だけでなく世帯主や配偶者の所得も審査するのに対し、この制度は学生本人のみの所得審査を行い、前年所得が一定基準以下であれば（1月～3月に申請される場合は前々年度所得）、納付の猶予が承認されます。なお、申請により学生納付特例の承認を受ける期間は『4月～翌年3月まで』で、年度ごと申請が必要です。引き続き本制度の利用をご希望の方は新年度になりましたら、忘れずに手続きをお願いします。

該当する対象者は…？

20歳以上の学生（次のⅠ・Ⅱに在学する昼間、夜間、定時制、通信制課程の学生）

- Ⅰ. 学校教育法に定められている大学（大学院）や短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程）
- Ⅱ. 政令で定める専修学校に準ずる教育施設（例：理容・美容師養成施設、栄養・調理養成施設など）

※なお、一部の海外大学の日本分校も対象となります。

申請が承認されると…？

- ①将来の老齢年金の受給資格をみる場合に必要な期間に算入されます。
※受給できる年金額には反映されません。
- ②けがや病気で障害者となった場合の障害基礎年金や死亡した場合の遺族基礎年金が保障されます。
※一定の受給要件があります。
- ③学生納付特例の承認を受けた期間は10年以内であれば古い順から順に追納（さかのぼって保険料を納め、将来受給する年金額を満額に近づけること）することができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は経過期間に応じて当時の保険料に加算金がつきます。

平成22年度の申請はお済みですか？

平成22年度（H22.4月～H23.3月）に学生である方の申請受付は平成23年4月末日までです。この期間を過ぎると平成22年度の申請はできなくなってしまいますので、まだ申請をされていない学生さんで保険料の納付猶予をご希望の方は期限までに申請してください。

ご不明な点は…

年金に加入していらっしゃるご本人がお住まいの市区町村役場または住所を管轄する年金事務所までお問い合わせください。